

○登記所の地図には、どのようなことが記載されているのですか？

(情報番号 1302 全2頁)

1 登記所には、どのような地図が備え付けられているのですか。

登記所には、大きく分けて、次の2種類の地図が備え付けられています。

① 地図（法第14条第1項）

不動産登記法第14条第1項の規定によって、登記所に備え付けることとされている地図で、精度の高い調査・測量の成果に基づいて作成されたものです。精度が高い地図ですが、備付けが完了していない地域もあります。

② 地図に準ずる図面（法第14条第4項、いわゆる公図）

①の地図（法第14条第1項）が備え付けられるまでの間、これに代わって登記所に備え付けることとされている図面で、土地の位置、形状及び地番を表示しているものです。

これらの図面の大部分は、明治時代に作成された旧土地台帳附属地図（いわゆる公図）で、昭和25年以降に税務署から登記所に移管されたものであり、①の地図（法第14条第1項）と比べると、精度が劣っています。

2 地図には、どのような事項が記録されているのですか。

地図は、登記されている土地が、現地はどこにあって（位置）、どのような形をしていて（形状、区画）、隣接している土地の地番は何番かを表すために、一筆又は数筆の土地ごとに作成されています。

地図には、

(1) 地番区域の名称 「東京都千代田区霞が関一丁目」など

(2) 地図（各図郭）の番号 地図にはそれぞれ固有の番号が付されています。この地図番号は、登記記録の表題部にも記録されています。

(3) 縮尺

(4) 平面直角座標系の番号又は記号

(5) 図郭線及びその座標値

(6) 各土地の区画及び地番

(7) 基本三角点等の位置

(8) 精度区分

(9) 隣接図郭との関係

(10) 作成年月日

が記録されています。

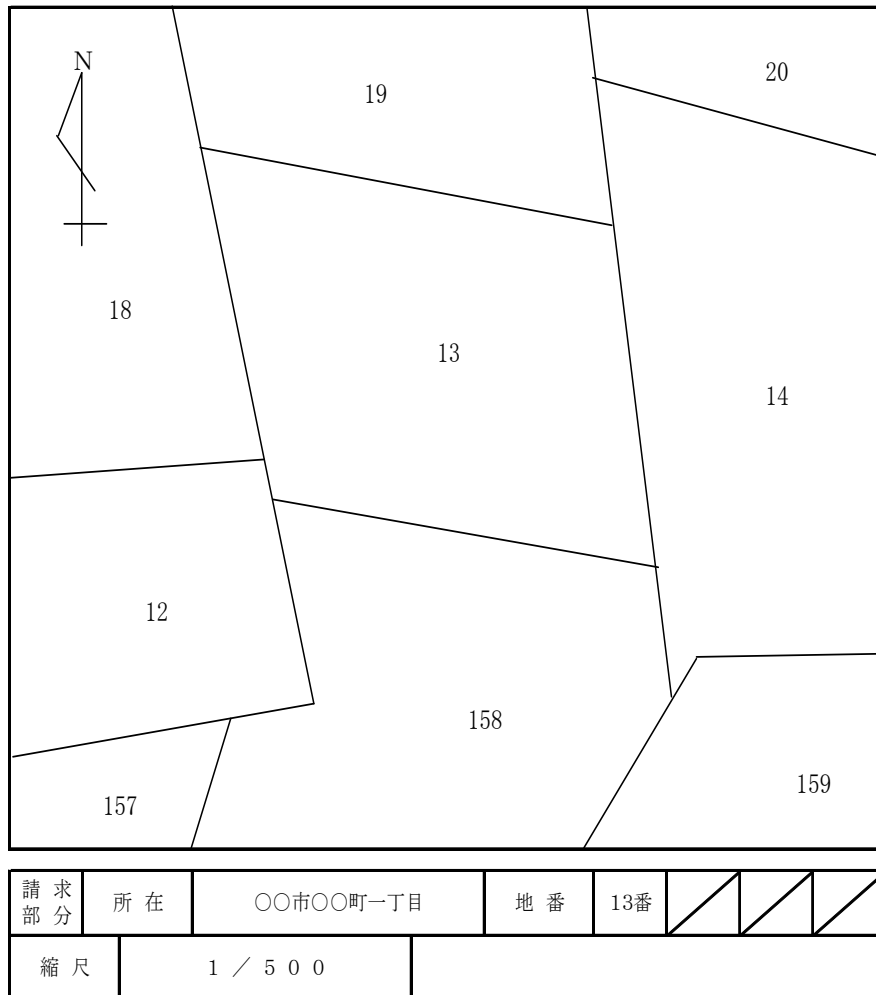
なお、地図に準ずる図面の大部分は、明治時代に作成された旧土地台帳附属地図（いわゆる公図）であるため、上記の事項の全ては表示されておらず、また、土地の形状が現地と一致していないものもあります。このような地図に準ずる図面は、登記された土地のおおよその位置、地番とその隣接関係を表示しているものとお考えください。

このほか、紛争等のために隣接地との筆界が不明確な土地については、地図に筆界を表示せずに、そのような土地の地番を並列するなどの方法で表示しているものも一部あります。

3 その他

地図（法第14条第1項）及び地図に準ずる図面は、1筆ごとに証明書の交付を請求することができます。

地図の証明書（参考）



これは地図の写しである。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇法務局 〇〇出張所

登記官 ○ ○ ○ ○

職印